

「希望・活躍・うるおいの埼玉」の実現 に向けた提案・要望

分野別提案・要望

分野1 未来への希望を実現する分野

■ きめ細やかな少子化対策の推進

【内閣府、厚生労働省】

県担当課：少子政策課、健康長寿課

1 少子化対策の推進

【内閣府、厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 少子化に対する効果的な対応は地域ごとに異なり、また、その効果が表れるまでに長い時間を要するものであるため、地域の実情にあった少子化対策が継続的に実施できるよう、恒久的財源を確保し財政支援を行うこと。
- (2) 「地域少子化対策重点推進交付金」は、地方の少子化対策の継続的な実施を支援する仕組みとすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では多子世帯の経済的負担を軽減するため、第3子以降の保育料を免除する補助や子育てサービス等に利用できる多子世帯応援クーポン事業などを実施しているが、こうした県と市町村が一体となって実効性のある少子化対策について、継続的な実施に対する財政支援がない。
- ・ 「地域少子化対策重点推進交付金」は、単年度の取組への予算であり、主に「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられた結婚支援に係る取組を対象としている。申請受付の時期が遅く期間が短い上、地域の実情にあった少子化対策の継続的な実施につながる財政支援の仕組みとなっていない。
- ・ 市町村に向けては交付金を活用した独自の少子化対策施策の実施を促進しているものの、市町村にとって申請時期や申請期間の面からも申請し難い仕組みとなっている。

2 不妊治療及び不育症治療に係る支援の拡充

【厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 夫婦揃って早めに不妊検査を受けられるよう、不妊検査費に対する助成制度を創設すること。
- (2) 不妊治療費については、医療保険適用範囲の拡大により不妊に悩む方の支援を拡充すること。それまでの間は、人工授精も対象とするなど治療費助成制度の拡充により、不妊に悩む方への負担軽減を図ること。
- (3) 特定不妊治療費助成制度については、所得要件を見直すこと。また、通算助成回数についても、2人目以降の治療は助成回数をリセットすること。
- (4) 不育症について、原因究明と治療方法を確立し、医療保険の適用範囲を拡大すること。それまでの間は、検査費及び治療費助成制度を創設し、必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の平成29年度の妻の平均初婚年齢は29.5歳（全国29.4歳）と高いため、早期に不妊検査を受けってもらうために、平成29年度から夫婦揃って受ける不妊検査費に対し2万円を助成する「早期不妊検査費助成事業」を開始した。平成29年度は1,807件の実績があった。
- ・ 特定不妊治療費助成事業の治療開始時の妻年齢のうち35歳以上の本県の割合は、平成28年度68.4%と7割近くを占めていたため、平成29年度から治療開始時の妻年齢が35歳未満の場合は10万円の上乗せを行う「早期不妊治療費助成事業」を開始した。平成29年度は477件の実績があり、治療開始時の妻年齢のうち35歳以上の割合は平成29年度64.6%と前年度比3.8ポイント減少した。
- ・ 特定不妊治療費助成事業の所得要件は730万円未満に定められていることから、助成を受けられない夫婦が多いことが想定される。本県の児童福祉審議会で、委員から所得要件の額が低いため見直すべきとの意見があった。
- ・ 本県では、平成29年度から2人目以降の特定不妊治療について回数をリセットする「2人目以降特定不妊治療費助成事業」を開始した。平成29年度は166件の実績があった。
- ・ 本県では平成30年度から不育症検査費に対し2万円を助成する「不育症検査費助成事業」を開始した。平成30年9月末時点で62件の申請があった。

◆参考

○本県の平成29年度助成実績

特定不妊治療件数	県単独事業		
	不妊検査費助成件数	早期不妊治療費助成件数	2人目以降治療助成件数
5,578件	1,807件	477件	166件

■子育て支援の充実

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

県担当課：少子政策課、国保医療課

1 保育士の処遇改善と人材確保の推進

【内閣府、厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 保育士が安定的・継続的に働くことができるように、保育所等の職員の給与が他の業種と比較し適切な水準となるよう、保育士の勤務実態に合った公定価格を定めること。特に隣接する市区町村の間で公定価格に大きな差が生じないように、地域の実情を十分に反映した地域区分を設定すること。また、個々の公定価格の地域区分の設定に係る地方自治体の意見が反映される仕組みを早急に導入すること。
- (2) 公定価格の人件費部分を明確にし、保育士の給与に直接反映するための基準を導入すること。
- (3) 研修機会確保のため、公定価格において研修代替職員確保に要する費用の拡充を図ること。
- (4) 保育士・保育所支援センター運営事業などの保育士確保施策については、引き続き強力に推進し、国において十分な財源措置を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では待機児童対策として、令和元年度に、7,000人分の保育サービス受入枠の拡大を予定しており、保育士の確保が喫緊の課題となっている。
- ・ 本県の保育士の有効求人倍率は、平成30年11月に4.76倍で、前年同時期（平成29年11月の4.36倍）よりさらに厳しい状況であり、今後も保育士不足の深刻化が見込まれる。
- ・ 保育士の新規人材の確保と離職の防止を図るためには、保育士の処遇改善を行うことが必要であり、子ども・子育て支援新制度における公定価格を適切な水準に設定する必要がある。
- ・ 公定価格の地域区分は市区町村ごとに設定されており、東京都特別区や隣接する県内市町村との間で公定価格に大きな差が生じているなど、地域の実情を十分に反映した区分となっていない。
- ・ 令和元年度以降も、保育士確保策を引き続き強力に推進し、財源については、地方に負担を転嫁することなく、国において十分な財政措置を図ることが必要である。
- ・ 公定価格には人件費が含まれているが、その割合は示されていないため、保育士給与への配分が適切に行われているか不明確である。
- ・ 平成29年度から実施している保育士等キャリアアップ研修では、修了要件として1分野につき15時間の受講が義務付けられており、受講者は最低でも2日程度保育所等を離れる。

◆参考

○平成30年賃金構造基本統計調査

	埼玉県		
	平均年齢	勤続年数	給与月額
保育士	37.7歳	6.0年	243,600円
全職種	43.1歳	12.1年	336,400円

2 保育の質の向上

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

◆提案・要望

子ども・子育て支援新制度における保育の「質の向上」が十分行われるように恒久的な財源を確保し、保育の実情を反映した公定価格や補助単価を設定するとともに多子世帯の利用者負担を軽減すること。

◆本県の現状・課題等

- ・平成29年の本県の合計特殊出生率は1.36であり、全国で10番目に低い状況にある。
- ・国による子育て支援等の取組に加え、各地域の就労環境や子育て環境等の実情にあった少子化対策も効果的であることから、地方自治体が少子化対策を継続的に実施することができるような財政支援が必要である。

【現状の詳細】

- ・平成27年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」は、質の改善の一部を実施する財源しか確保されていない。
- ・保育所の公定価格においては1歳児6人に対し保育士1人を配置することとされている。しかし、本県では低年齢児保育の充実のため、私立保育所を対象に児童4人に対し保育士1人を配置できるよう補助を実施している。
- ・乳児は年度中途に入所することが多いが、保育士を年度中途に雇用することが難しいため、本県では保育所が年度当初から、年度後半の乳児の人数に対応した保育士を雇用できるよう補助を実施している。
- ・食に対する安全意識が高まる中、食物アレルギー等に対応するため、本県では、対応を要する児童2人以上を受け入れ、かつ国の配置基準を1人以上上回る調理員を配置している私立保育所等を対象として補助を行っている。
- ・児童一人一人の障害種別や程度に応じたきめの細かい保育を行うため、本県では障害児3人に対し1人の障害児担当保育士を配置できるよう補助を行っている。
- ・公定価格が、地域の保育現場の人件費の状況を十分に反映した内容となっていない。
- ・チーム保育推進加算について、保育所には職員の平均勤続年数が15年以上であることが加算の要件である一方、幼稚園・認定こども園には同様の要件がない。
- ・病児保育に関しては、感染症の流行期とそうでない時期とで利用児童数に波があり、事業者の経営が安定せず、事業普及の妨げになっている。
- ・本県では多子世帯の経済的負担を軽減するため、平成27年4月から制度の同時入所要件を撤廃し、満3歳未満で第3子以降の保育料を免除する補助を実施している。
- ・令和元年10月から実施される幼児教育無償化により、保育の質の向上にかかる十分な財源措置が必要となるとともに、認可外保育施設等も無償化の対象となることから質の確保が重要となる。

3 保育所整備等への交付金等の充実

【文部科学省、厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 保育所整備等を円滑に行うため、保育所等整備交付金や認定こども園施設整備交付金、保育対策総合支援事業費補助金など、整備に対する補助の一層の充実を図ること。
- (2) 補助金で実施する送迎保育や賃借料補助などのソフト事業（補助金）についても、待機児童対策に資することから、補助水準を維持し、継続すること。
- (3) 首都直下型地震など今後起こりうる地震災害への万全の備えとして、保育所、認定こども園などの保育施設の耐震化は急務である。施設の耐震化を促進するため、耐震診断費用を交付金の対象とし、耐震改修費用については補助率を引き上げること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 保育所等整備は、原則として、国から市町村に直接交付される交付金等により行われる。交付金は、市町村が児童福祉法の規定により作成する「市町村整備計画」に基づく事業を実施するための費用として交付される。市町村の計画を着実に推進するために、必要な時期に十分な支援が行われることが重要である。
- ・ 近年は、オリンピックに向けた建設需要の高まりなどにより、整備費用が高騰しており、事業者の負担も大きくなっている。
- ・ 首都直下型地震などへの備えとして、保育所、認定こども園の耐震診断や耐震化の取組を加速させるため、対象経費の拡充や補助率引上げが必要である。

◆参考（保育所整備等に係る国の補助制度）

○主な事業

保育所等整備交付金（保育所、認定こども園の保育所機能の整備）

認定こども園施設整備交付金（認定こども園の幼稚園機能の整備）

保育対策総合支援事業費補助金（送迎保育、賃貸物件による保育所整備など）

○補助率

通常 国 1/2、市町村 1/4、事業者 1/4

特定（※） 国 2/3、市町村 1/12、事業者 1/4

（※）「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている場合など

○保育所等整備交付金

・交付基準額

埼玉県 都市部60名定員（補助率 2/3）の場合 106,600千円（H31.4）

・待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合の基準額の増額

土地借料加算：31,000千円（通常：15,700千円）

地域の余裕スペース活用促進加算：都市部10,880千円（通常：2,470千円）

○保育対策総合支援事業費補助金

・送迎保育（広域的保育所等利用事業）

事業に必要なバス借上げ費、保育士等雇上費等を補助

バス借上げ費 1施設につき基準額年間7,500千円

保育士等雇上費 1施設につき基準額年間5,000千円

・賃貸物件による保育所改修費

事業に必要な改修費等、賃借料を補助

通常 1 施設当たり基準額27,000千円

特定 (※) 1 施設当たり基準額35,000千円

(※) 子ども・子育て支援法に基づく協議会において、成果指標を設定し、当該指標の達成状況を見える化することなどが要件

○補助の方法

国→市町村→事業者

◆参考（保育所の県内耐震状況）

○平成30年3月31日現在の保育所（2階建て以上又は延べ床面積200㎡以上[政令市・中核市を除く]）の耐震化状況

対象棟数 938棟

耐震化率（※1）91.2%

耐震診断実施率（※2）71.7%

（※1）耐震化率

= (S57以降に建築された棟数+S56以前の建築棟のうち耐震化が不要な棟数) / 全棟数 × 100

（※2）耐震診断実施率

= S56以前に建築された棟のうち耐震診断を実施した棟数 / S56以前に建築された棟数 × 100

4 放課後児童健全育成事業の充実

【内閣府、厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 待機児童や対象学年の拡大に対応した量の拡充、適正規模の支援単位への移行促進、従事者の処遇改善及び研修の着実な実施を図れるよう、運営費及び整備費補助等において十分な財政措置を行うこと。
- (2) 放課後児童クラブの定員増につながる、余裕教室などの既存施設を活用した改修整備に対する補助負担割合について、国庫負担割合の嵩上げ措置を実施し、現行の国：県：市町村＝1/3：1/3：1/3から、国：県：市町村＝2/3：1/6：1/6へ変更すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、全国2位の1,530か所の放課後児童クラブで児童の受入れを進める一方、平成30年度の待機児童数1,657人も全国2位の水準であり、更なるクラブの整備が不可欠である。
- ・ 厚生労働省令では、児童の集団活動の規模（支援単位）は、おおむね40人以下とされたが、本県ではまだ多くのクラブが40人を超える規模となっており、適正規模の支援単位への移行を強力に促進する必要がある。
- ・ また、厚生労働省及び文部科学省連名で平成30年9月に策定した「新・放課後子ども総合プラン」において、引き続き、新たに放課後児童クラブを整備する場合には、学校施設を徹底的に活用し、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指すとしている。
- ・ 平成28年度からは、一億総活躍社会の実現への加速を目指した放課後児童クラブの前倒し整備を促進するため、クラブの新設整備については、国庫負担割合の嵩上げが行われ、市町村の負担が軽減された（国・県・市町村：1/3・1/3・1/3 → 2/3・1/6・1/6）が、余裕教室など既存施設を活用した放課後児童クラブの改修整備については、従来どおり、国、県、市町村が各1/3ずつの負担割合のままである。

◆参考

本県における放課後児童クラブ利用児童数及び待機児童数（各年度5月1日現在）

年 度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
利用児童数（人）	52,007	56,980	61,655	65,514	68,078
待機児童数（人）	865	1,827	1,846	1,691	1,657

5 乳幼児等に対する公費負担医療制度の創設

【厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 地方単独事業として全都道府県で実施されている乳幼児及びひとり親家庭等に対する医療費助成について、国として統一した公費負担医療制度を創設すること。
- (2) 医療費助成の現物給付実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額措置について、未就学児以外に対する減額措置も直ちに廃止すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 乳幼児及びひとり親家庭等に対する医療費助成は全都道府県で実施されており、子育て家庭の福祉の増進において大きな役割を果たしている。
- ・ しかし、各都道府県で受給者の基準や受給内容が異なっており、制度に不均衡が生じている。
- ・ また、医療費助成制度の現物給付の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額措置は本来国が果たすべきセーフティネットを担っている地方公共団体の努力を阻害するものである。
市町村が現物給付を行う場合、未就学児までを対象とする医療費助成については、平成30年度から国民健康保険の国庫負担金減額措置が廃止されたが、未就学児以外を対象とする医療費助成については減額措置が継続されている。

◆参考

○埼玉県乳幼児及びひとり親家庭等医療費の助成状況

	乳幼児医療費の助成状況	ひとり親家庭等医療費の助成状況
医療費支給対象	就学前まで	母子・父子家庭の児童及びその保護者 両親のいない児童及びその保護者
医療費支給方法	償還払い	償還払い
令和元年度予算	2,802,443千円	1,039,505千円
平成30年度実績	受給対象者数 298,665人 支給件数 5,434,851件 市町村支給額 5,168,587千円 事業費県補助 2,541,702千円	受給対象者数 91,298人 支給件数 972,676件 市町村支給額 2,215,323千円 事業費県補助 1,003,450千円

■地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり

【厚生労働省】

県担当課：地域包括ケア課、高齢者福祉課

1 定期巡回・随時対応サービスの普及促進

【厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が看護職や介護職の人材や連携先の訪問看護事業所を確保しやすいよう、介護報酬額などの課題を把握し、適切な報酬とすること。
- (2) このサービスの実態についてケアマネジャーなど介護専門職への正確な理解を促進するとともに、在宅生活全般を支えるサービスであることを、広く国民に普及啓発すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けていくためには、医療や介護、生活支援などのサービスを切れ目なく提供していく体制を整備していく必要がある。
- ・ 定期巡回・随時対応サービスは、地域包括ケアシステムを構築する上で中核を担うサービスである。
- ・ 本県では、このサービスが全ての市町村で提供されるよう普及促進に努めている。
- ・ 平成30年度の介護報酬改定では、基本報酬額の引き上げやオペレーターの特任要件の緩和などの措置があったが、訪問看護に関しては引き続き課題がある。
 - 一体型事業所において、訪問看護の利用者がいなくても人材確保の困難な看護職員を常勤換算2.5人以上配置しなければならない。
 - 連携型事業所において、訪問看護分の介護報酬額が低い。
- ・ ケアマネジャーなど介護専門職の理解不足、利用者である高齢者やその家族の施設志向等により、既存事業所の利用者が伸び悩んでいる。

◆参考

○県内の定期巡回・随時対応サービス普及状況（平成30年9月末時点）

整備済み市町村	事業所数	利用者数
46保険者（48市町村）	62事業所	838人

2 宿泊デイサービスの法整備

【厚生労働省】

◆提案・要望

指定通所介護事業所等が実施する宿泊デイサービスについて、利用者の安全や処遇の水準が確実に確保されるよう、人員、設備、運営等の基準を法令で規定すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県で宿泊デイサービスを提供する者として届出を行っている事業所は、平成30年4月末現在、171事業所あり、指定通所介護事業所・地域密着通所介護事業所の8.2%にあたる。(政令市・中核市・和光市を除く)
- ・ 一方、1人当たりの就寝スペースが国の指針(7.43㎡)に満たない事業所や、部屋の仕切りが不十分で利用者のプライバシーが確保されていない、定員の範囲内でのサービス提供が守られていないなど、十分な宿泊環境にない事業所もある。
- ・ 国では宿泊デイサービスの法整備として、事業開始の届出と事故報告を厚生労働省令で義務付け、平成27年4月から施行した。
- ・ また、本県では厚生労働省令の基準に加えて非常災害時に備えた備蓄の努力義務や、指定通所介護サービスの基本原則の準用(事故の未然防止、利用者の尊厳確保など)を定め、平成27年12月から施行した。
- ・ しかし、人員、設備、運営等の具体的基準は、平成27年4月以降も、指針による指導に留まっており、より効果的な指導を行うためには人員等の基準についても法令で規定することが必要である。

◆参考

○県内の宿泊デイサービスの状況(平成30年4月現在)

	通所介護事業所(県所管)	地域密着型通所介護事業所(市町村所管)	計
事業所数	60	111	171

※政令市、中核市、和光市を除く。

3 介護保険財政の国負担の見直し

【厚生労働省】

◆提案・要望

国は、全市町村に対し介護給付費の25%（施設給付費は20%）を負担し、調整交付金はその外枠の制度とすること。

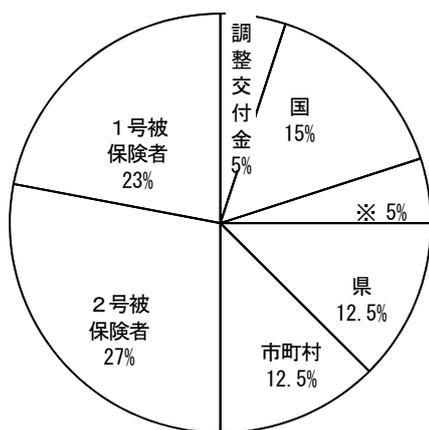
◆本県の現状・課題等

- ・ 介護保険法により、国は給付費の25%（施設給付費は20%）を負担することとされている。しかし、給付費の5%相当分は、調整交付金として後期高齢者等の人口比率や第一号被保険者の所得状況などに応じて市町村ごとに増減されている。
- ・ 調整交付金が減ぜられた場合、その分は第一号被保険者の保険料で賄うこととなり、例えば不交付（調整交付金額0円）の保険者の第一号被保険者は標準（調整交付割合5%）の場合よりも約21.7%高い保険料を負担しなければならない。
- ・ 平成30年度から新たに創設された交付金（保険者機能強化推進交付金）について、令和3年度からの調整交付金の活用について検討するとされており、さらなる保険料による負担の増が生じる可能性がある。
- ・ また、平成30年度から調整交付金の算定方法について、特に年齢が高い高齢者の分布をきめ細かく反映させるための見直しが行われ、その結果、平成30年度の本県の普通調整交付金の平均交付割合は1.97%（平成29年度2.44%）であり、不交付団体は7保険者（平成29年度3保険者）の見込みである。

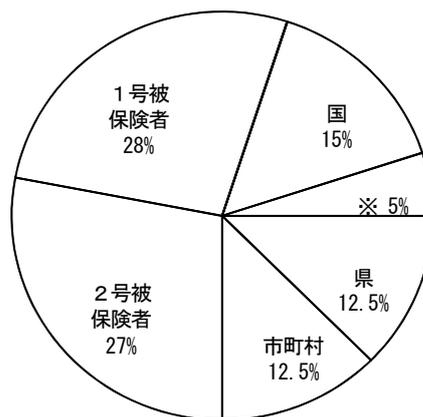
◆参考

○介護給付費の負担割合

< 標準 >



< 調整交付金不交付 >



※この「5%」は、施設給付費以外では国が負担し、施設給付費では県が負担する。

4 低所得者対策の充実

【厚生労働省】

◆提案・要望

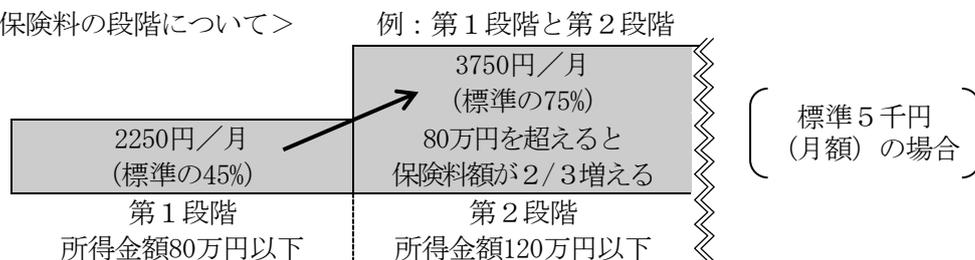
- (1) 低所得者層の段階の細分化を可能とするなど負担能力に応じてきめ細かく介護保険料が定められる制度とすること。
- (2) 低所得者の利用者負担を軽減する補足給付及び社会福祉法人軽減制度について、特定のサービスや経営主体に限定することなく、居住費を伴うサービス全般に拡充すること。
- (3) 低所得者の負担能力の判定基準については、介護保険制度の中で共通の算定方法とすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国民皆保険制度である介護保険の保険料や利用に要する負担は、被保険者の負担能力に応じたものでなければならない。
- ・ 保険料については、住民税非課税者の負担すべき額が介護保険法で5区分に固定されており、保険者の裁量できめ細かく設定することができない。
- ・ また、利用料については、補足給付が低所得の入居（入所）者が居住費（滞在費）や食費について受ける給付であるにも関わらず、認知症高齢者グループホームや特定施設入居者生活介護等は対象外である。
- ・ 国庫補助事業である社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度は、利用者の状況に関わらず、サービスの提供主体が社会福祉法人または市町村でない場合には、軽減措置を受けることができない。
- ・ この2つの制度は、利用者の状況に関わらず、類似・同等のサービスの利用であってもサービス提供主体の状況によって利用者の負担が大きく異なっている。
- ・ さらに、現在の保険料や利用に要する経費の算定方法は、制度によって基準が異なり、非課税年金を考慮するもの、預貯金を勘案するもの、家族・配偶者の資力を勘案するものなど様々である。
- ・ このため、同程度の資力であっても、収入の種類等により算定される額が大きく異なってしまう、利用者の負担能力に真に応じた制度ではない。

◆参考

<介護保険料の段階について>



<利用料（補足給付・社会福祉法人軽減制度）について>

	補足給付 (特定入所者介護サービス費)	社会福祉法人等による 利用者負担額軽減制度
事業主体	(制限なし)	社会福祉法人または公営に限る
対象サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム(地域密着含む) ・老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・ショートステイ (療養介護を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム(地域密着含む) ・ショートステイ 等
対象外のサービス	・グループホーム、有料老人ホーム 等	・グループホーム、有料老人ホーム 等

<所得と負担能力の比較例>

- 収入金額がまったく同じなのに、収入の種類等により保険料と利用料(補足給付)で逆になってしまう例（下表のAさんとBさん）
 - ・介護保険料 Aさん<Bさん（Bさんの方が負担が大きい）
 - ・補足給付 Aさん>Bさん（Aさんは給付対象外）
- 収入金額が少ないにも関わらず、少額の課税収入があるために、収入金額の多い人より保険料も利用料も高くなってしまいう例（下表のBさんとCさん）
 - ・介護保険料 Cさん>Bさん（Cさんの方が負担が大きい）
 - ・補足給付 Cさん>Bさん（Cさんは給付対象外）

		Aさん	Bさん	Cさん
所得・ 資産の 内容	a 公的年金等収入金額	1 2 0 万円	2 4 0 万円	1 6 0 万円
	b 非課税年金収入金額	1 2 0 万円	0 円	0 円
	c (小 計)	2 4 0 万円	2 4 0 万円	1 6 0 万円
	d 合計所得金額	0 円	1 2 0 万円	4 0 万円
	e 住民税	非課税	非課税(寡婦)	課税
	f 預貯金等	3 千万円	9 0 0 万円	1 0 0 万円
負担の 内容	介護保険料	第1段階 (基準額の45%)	第3段階 (基準額の75%)	第6段階 (基準額の120%)
	補足給付	給付対象外	給付対象	給付対象外

<表の注釈>

合計所得金額 (d)	この表では公的年金等収入金額(a)から公的年金控除(120万円)を差し引いた額
住民税(e)	この表では合計所得金額(d)について「寡婦」では125万円、それ以外では35万円以下である場合に非課税
介護保険料	この表では合計所得金額(d)、住民税(e)で判断
補足給付	この表では非課税年金収入金額(b)、合計所得金額(d)、住民税(e)、預貯金等(f)で判断

5 認知症グループホーム夜間支援体制加算の増額

【厚生労働省】

◆提案・要望

認知症グループホームにおける夜勤職員の負担が大きいことから、夜勤職員の加配が進むよう、必要職員数の実態を踏まえ、夜間支援体制加算を増額すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 認知症高齢者が増加する中、認知症ケアに特化したサービスを行う認知症グループホームは今後ますます重要である。
- ・ 認知症グループホームが安定的に運営されるためには、専門的なケアを担える職員の確保・定着が不可欠であるが、認知症グループホームではその性質上、特に夜間における職員の負担が大きくなっており、本県が事業所に行った聞き取り調査では、2割の施設で十分な休憩時間が確保できていない。
- ・ 夜勤職員を1名増員するには、勤務シフトを考慮すると事業所全体で少なくとも2名を雇用する必要があるが、現在の夜間支援体制加算では必要な人数を雇用できない。

◆参考

○認知症高齢者の増加状況

	平成 27 年	令和 7 年
本県の認知症高齢者（推計値）	約 26 万人	約 40 万人

○介護報酬における加算状況

2 ユニット（18 人）のグループホームの加算額（年間）	1,642,500 円
------------------------------	-------------

■ 介護人材の確保・定着対策の推進

【厚生労働省】

県担当課：社会福祉課

1 経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者に対する補助制度の拡充

【厚生労働省】

◆提案・要望

経済連携協定に基づき来日した外国人介護福祉士候補者の受入施設に対する補助制度について、研修担当者に対する諸手当に係る補助限度額の増額や、家賃・初度生活用品への補助の新設等の拡充を図ること。

◆本県の現状・課題等

- 外国人介護福祉士候補者は、受入施設で就労・研修しながら日本語を習得し、介護福祉士国家試験を受験する。
- 受入施設には受入前の準備として、受入国の文化習慣等への理解を深めるための施設内勉強会、インターネットなど学習環境の整備、住居等の打合せ、日本人職員等の有志からの調達などによる生活用品等の準備、研修プログラムの作成等があり、受入後は、雇用契約及び就業規則等の説明、社会保険加入・外国人雇用届等の各種手続、職員との交流機会づくり（スポーツ、ホームステイ、食事会等）、候補者との相談機会づくり等、様々な負担が生じる。
- 一方、来日後の受入施設に対する経済的支援は、日本語習得等の学習支援のための経費補助だけであり、家賃・初度生活用品に係る費用など施設側の負担は大きい。

◆参考

<現在の補助制度>

○外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業（国庫10/10）

補助対象経費	補助限度額
1 受入施設における候補者の学習に係る経費	候補者1人当たり 235千円
2 受入施設における候補者の喀痰吸引等研修の受講に係る経費	候補者1人当たり 95千円 (日本での滞在期間中1回まで)
3 受入施設の研修担当者の活動に係る経費	1受入施設当たり 80千円

<これまでの受入実績>

○全国の状況（平成31年3月時点 累計受入人数 4,265名）

年度	区分	フィリピン	インドネシア	ベトナム
H20	就労	—	104名(53施設)	—
H21	就労	190名(92施設)	189名(85施設)	—
	就学	27名(6施設)	—	—
H22	就労	72名(34施設)	77名(34施設)	—
	就学	10名(6施設)	—	—
H23	就労	61名(33施設)	58名(29施設)	—
H24	就労	73名(35施設)	72名(32施設)	—
H25	就労	87名(37施設)	108名(42施設)	—
H26	就労	147名(64施設)	146名(61施設)	117名(62施設)
H27	就労	218名(89施設)	212名(86施設)	138名(58施設)
H28	就労	276名(116施設)	233名(99施設)	162名(79施設)
H29	就労	276名(141施設)	295名(123施設)	181名(78施設)
H30	就労	282名(149施設)	298名(127施設)	193名(87施設)
累計	就労	1,682名	1,792名	791名
	就学	37名	—	—

○埼玉県の状況（累計受入人数 71名 累計受入施設数 18施設）

年度	区分	フィリピン	インドネシア	ベトナム
H21	就学	4名(1施設)	—	—
H22	就学	2名(1施設)	—	—
H23	就労	2名(1施設)	2名(1施設)	—
H24	就労	4名(1施設)	3名(1施設)	—
H25	就労	—	2名(1施設)	—
H26	就労	—	—	5名(1施設)
H27	就労	—	4名(2施設)	4名(2施設)
H28	就労	—	—	5名(1施設)
H29	就労	2名(2施設)	8名(3施設)	3名(2施設)
H30	就労	7名(2施設)	13名(5施設)	1名(1施設)
累計	就労	15名	32名	18名
	就学	6名	—	—

